

別表（第5条関係）

評価の視点	評価項目 (細分された項目がある場合、各細分項目を、以下「細目」といいます。)		配点		評価基準	評価点		備考		
			I 型	II 型						
施工計画	1 施工上の課題への対応の的確性		施工上の課題への対応について考慮すべき事項		20 (建築は40、 設備は備考5のとおり)	—	(1) 課題提案2項目について提案し、そのいずれもが有効な提案 (2) 課題提案2項目について提案し、そのうち1項目について、有効な提案 (3) (1)・(2)以外	10 5 0	1・2の評価項目のうちから、各10点の評価の細目を案件ごとに決定します。課題提案項目は、各細目で2項目設定します。各細目での評価基準は左記のとおりです。なお、1項目のみにについて提案した場合の評価点は零点です。「設備」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第3号に規定する設備をいいますが、建築物に設けるものに限定しません。	
	土木・水道施設	2 本体構造物等の品質管理対策		無筋コンクリートの品質管理対策						
				鉄筋コンクリートの品質管理対策						
	建 築	2 構造物等の品質管理対策		構造体の品質管理対策：躯体工事の施工に当たり特に配慮する事項						
				仕上材の品質管理対策：仕上工事の施工に当たり特に配慮する事項						
	設 備	2 機材（機器及び材料）の品質管理対策及び性能確認方法等		機材の品質管理対策：機材の選定・製作等に当たり特に配慮する事項						
				機材の性能の確認方法：機材の性能の確認に当たり特に配慮する事項						
				設備の総合性能の確認方法：設備の総合性能の確認に当たり特に配慮する事項						
	3 安全対策に関し配慮すべき事項への適切性			(1) 安全巡視		20 (建築は10、 設備は備考5のとおり)	—	(1) 課題提案項目について有効な提案あり (2) (1)以外	5 0	評価基準は各細目についてのものであり、採用する細目は案件ごとに決定します。この場合、建築は、(1)及び(4)の細目のうちから、決定します。
				(2) 工事区域の立入防止施設						
				(3) 監視員・誘導員						
				(4) 交通対策（車道路面維持、歩行者対策、路面汚損防止、清掃対策）						
	4 周辺環境に関し配慮すべき事項への適切性			騒音振動対策		20 (建築は10、 設備は備考5のとおり)	—	(1) 土木・水道施設 ア 課題提案項目について有効な提案あり イ ア以外 (2) 建築 ア 課題提案項目について有効な提案あり イ ア以外	10 0 5 0	評価基準は各細目についてのものであり、採用する細目は、2細目を上限として、案件ごとに決定します。
				水質汚濁対策						
粉塵対策										
企業の施工能力	5 過去5年度間及び今年度に完成した同業種工事の施工実績		10	—	・コリンズ竣工登録同業種工事で0.7規模以上の実績あり ・コリンズ竣工登録同業種工事で0.5規模以上0.7規模未満の実績あり ・コリンズ竣工登録同業種工事で0.5規模未満の実績又は実績なし		10 5 0		・技術提案書提出期限の日の5年前の日の属する年度の4月1日以降に完成し、技術提案書提出期限の日までにコリンズ登録した元請工事を対象とします。 ・規模の評価は、発注工事の予定価格(税抜き)に対する、最終契約金額(※)の割合で評価します。	
	6 過去8年間における高松市発注同業種工事の工事成績平均評定点		30(25) ※施工計画に係る評価をしない場合は括弧内	30	・80点以上 ・78点以上80点未満 ・76点以上78点未満 ・74点以上76点未満 ・72点以上74点未満 ・70点以上72点未満 ・65点以上70点未満 ・65点未満 ・高松市発注同業種工事の工事成績評定点なし		30(26) 26(23) 23(19) 19(15) 15(11) 11(8) 8(4) 0(0) 4(－)	25(22) 22(19) 19(16) 16(13) 13(9) 9(7) 7(3) 0(0) 3(－)	・「工事成績平均評定点」とは、公表日が属する年の初日前4年間における高松市発注同業種工事の工事成績評定点(共同企業体に係る工事成績は、その代表者である企業の成績とします。)をその契約金額(共同企業体の代表者に係るものにあつては、その出資比率に応じた契約金額)で加重平均した値です。 ・工事成績評定点が1件の場合は、当該1件を平均値とみなしますが、この場合の評価点は、括弧内の数値となります。※施工計画に係る評価をしない場合は網掛け欄内の数値となります。 ・左記はI型についてのものです。II型における評価基準・評価点は、この表の末尾をご覧ください。	
	6－2 登録基幹技能者の活用		5	—	(1) 評価対象職種の登録基幹技能者の配置あり（下請企業と雇用関係がある、又は下請企業である登録基幹技能者も可）。 (2) 配置なし		5 0		・案件ごとに、登録基幹技能者の評価対象職種を設定します。 ・配置予定技術者又は現場代理人との兼務の場合は評価しません。 ・登録基幹技能者が当該職種に係る作業に従事していることが発注者において確認できない場合、又は監理技術者若しくは現場代理人と兼務している場合は、工事成績評定点から3点の減点を行うものとします。	
	7 直近の高松市発注工事の工事成績評定点		0(－10)	0(－10)	・過去6か月以内の完成工事で65点未満なし ・過去6か月以内の完成工事で65点未満あり		0 －10		技術提案書提出期限の日以前6か月以内の工事成績評定点を対象とします。	
	8 安全管理		0(－20)	0(－20)	(1) (2)以外 (2) 工事の施行に当たっての事故を措置要件として高松市病院局指名停止等措置要綱の規定による指名停止を受けた日が技術提案書提出期限の日以前6か月以内である場合		0 －10		市内で発生し、かつ、死亡事故である場合は、「6か月」とあるのは「1年」と、「－10」とあるのは「－20」とします。	

配置予定技術者	9 配置予定技術者の資格	5	—	・ 指定資格取得日が技術提案書提出期限の日の5年前の日の属する年度の4月1日前 ・ 指定資格取得日が技術提案書提出期限の日の5年前の日の属する年度の4月1日以後 ・ 指定資格取得なし		5 3 0		「指定資格」とは、対象資格表(細則をご覧ください。)のうち、発注者の示した建設工事の種類に対応する資格とします。
	10 過去5年度間及び今年度完成の同業種工事の主任技術者、監理技術者（監理技術者補佐）又は現場代理人としての施工実績	10	—	・ コリンズ竣工登録同業種工事で0.7規模以上の実績あり ・ コリンズ竣工登録同業種工事で0.5規模以上0.7規模未満の実績あり ・ コリンズ竣工登録同業種工事で0.5規模未満又は実績なし		10 5 0		・ 技術提案書提出期限の日の5年前の日の属する年度の4月1日以降に完成し、技術提案書提出期限の日までにコリンズに竣工登録した元請工事を対象とします。 ・ 評価の対象となる発注機関は、入札参加資格の施工実績の要件と同等とします。 ・ 主任技術者、監理技術者（監理技術者補佐）又は現場代理人としての施工実績を対象とします。 ・ 従事期間は、原則として工期の3分の2以上従事しているものを対象としますが、専任を義務付けられた期間（工場製作を含む工事において、工場製作期間のみに配置する職員であって、その旨の記載がある場合は、当該工場製作期間でも可）確認できた場合のみ、当該期間の3分の2以上従事しているものを対象とします。 ・ 規模の評価は、発注工事の予定価格(税抜き)に対する、最終契約金額(※)の割合で評価します。
	11 過去5年間における継続教育（C P D）の取組状況	10	—	・ 取得単位50ユニット以上 ・ 取得単位25ユニット以上50ユニット未満 ・ 取得単位25ユニット未満		10 5 0		(一社)全国土木施工管理技士会連合会、(公社)日本技術士会、(公社)土木学会、(公社)日本建築士会連合会、建築設備士関係団体C P D協議会が認定する5年間の単位数を対象とします。
その他	12 受注の有無	—	10	・ 公表日が属する年度に高松市（契約監理課経由分に限る。）が発注した同業種工事の受注実績なし ・ 公表日が属する年度に高松市（契約監理課経由分に限る。）が発注した同業種工事の受注実績あり		10 0		・ 「受注実績あり」とは、開札の時点において、公表日が属する年度に高松市（契約監理課経由分に限る。）が発注した同業種工事の落札者（入札後審査型制限付き一般競争入札にあっては、落札候補者）となっていることを含みます。 ・ 手持工事件数の特例等に関する要領第2条第1号を適用した工事は、受注実績に含みません。
	13 災害時の活動体制	10	20	次の要件の両方に該当 (A) 自社又は加入している団体等が高松市と災害協定を締結している (D) 災害時に応急活動できる体制あり	(A)の災害協定のうち、種々の公共土木施設及び土地改良施設を対象とした災害協定を締結している場合	10	20	・ (A)、(B)及び(C)は、重複して評価しません。 ・ 高松市との災害協定の締結又は高松市消防団協力事業所表示証の交付を受けていること、及び災害時に応急活動ができる体制が整っていることを評価します。 ・ 「認定期間」とは、技術提案書提出期限の日において当該協力事業所の認定期間が引き続いている期間をいいます。 ・ (D)の要件については、災害時に応急活動ができる体制として、緊急時の社内の連絡体制表及び自社で保有している資機材の一覧表の添付がある場合を評価の対象とします。 ・ II型の場合は網掛け欄内の数値となります。
					その他	8	16	
				次の要件の両方に該当 (B) 会社として高松市消防団協力事業所の認定基準に基づき、表示証の交付を受けている (D) (B)のほか、災害時に応急活動できる体制あり	(B)の認定期間が5年を超える場合	10	20	
					(B)の認定期間が5年以下の場合	8	16	
				次の要件の両方に該当 (C) 加入している団体等が高松市との災害協定の締結者たる団体等と連携して当該災害協定の定めにより応急措置等に従事することとしている(当該締結者たる団体等が高松市と確認書を締結している場合に限る。) (D) 災害時に応急活動できる体制あり		8	16	
				この評価項目の(A)(B)(C)(D)のいずれかに該当	4	8		
				上記以外	0	0		
14 低入札に対する評価	0	0	・ 低入札価格調査基準価格以上の価格で応札 ・ 低入札価格調査基準価格を下回る価格で応札し、その乖離幅が予定価格（税抜き）の1％以下である場合 ・ 低入札価格調査基準価格を下回る価格で応札し、その乖離幅が予定価格（税抜き）の1％超である場合		0 配点合計の50%を減点 配点合計の100%を減点		・ 減点数について、1未満の端数がある場合は切り上げます。 （例）配点合計75点×50%＝37.5点 ⇒ -38点 ・ 減点後の評価点がマイナスとなる場合は、0点とみなします。	
	合 計	140(75)	60					

市内企業案件(市内企業のみが入札参加資格を有する案件)以外に係る追加の評価項目	1 営業所の拠点性	(1) 本社・本店・支店・営業所の有無		35 (20) ※施工計画に係る評価をしない場合は括弧内	—	・市内企業に該当 ・準市内企業に該当 ・市外企業に該当		35 (20) 20 (5) 0 (0)	・市内企業、準市内企業、市外企業の定義については、高松市病院局入札後審査型制限付き一般競争入札実施要領第4条第4項各号に定めるところによります。なお、入札参加者から特に申出のない限り、公表日において有効な高松市の建設工事指名競争入札参加資格者名簿に契約先として記載された所在地及び内容により評価します。	
		(2)	ア 常時雇用職員数	5 (ア、イ重複評価なし)	—	対象年度の前年度の市・県民税の特別徴収税額について高松市が送付した決定通知書における課税人員又は非課税人員とされた役員又は社員で、引き続き対象年度の市・県民税の特別徴収税額について高松市が技術提案書提出期限の日前に送付した直近の決定通知書における課税人員又は非課税人員とされている者の数	15人以上	5	・「対象年度」とは、技術提案書提出期限の日の属する年度（技術提案書提出期限の日が4月1日から5月31日までの場合は、同日の属する年度の前年度）をいいます。 ・既に市が持っているデータをもとに評価します。	
						上記以外及び建設業法第3条第1項に規定する営業所を市内に有しない場合		3		
			イ 自社ビル等保有状況			建設業法第3条第1項に規定する営業所（市内に所在する場合に限る。）の同法第5条第2号の所在地の建物（登記され、かつ、自社所有のものに限る。）の延べ面積（区分所有建物にあっては、専有部分の面積）	210㎡以上	5		・技術提案書提出期限日の属する年（当該期限日が1月から3月の場合は、当該期限日の属する年の前年。以下同じ。）の1月1日現在の固定資産税の課税台帳をもとに評価します。ただし、技術提案書提出期限日の属する年の1月1日後に建物を取得した場合又は同日後に登記した場合は、その建物の登記事項証明書により評価します。 ・個人の場合は当該個人の、法人の場合は当該法人の所有建物に限ります。共有の場合は持分により按分します。また、左欄に定める営業所が2以上あり、かつ、それぞれの所在地の建物が同欄に定める要件を満たすときは、その合計によることができます。
	150㎡以上 210㎡未満	3								
					上記以外		0			
	2 市内企業の活用				5	—	・市内企業への予定一次下請等比率が5 0 %以上 ・市内企業への予定一次下請等比率が4 0 %以上5 0 %未満 ・市内企業への予定一次下請等比率が3 0 %以上4 0 %未満 ・市内企業への予定一次下請等比率が2 0 %以上3 0 %未満 ・市内企業への予定一次下請等比率が2 0 %未満		5 4 3 2 0	・「市内企業への予定一次下請等比率」の定義は、細則をご覧ください。 ・市内企業への予定一次下請等比率が元請人の責めに帰すべき事由により履行できなかった場合の措置は、工事成績評定点から3点の減点を行うものとします。ただし、上回った場合の加点は行いません。 ・発注者の指示に基づく変更契約を行った場合は、当該変更に伴う影響額を除くことができるものとします。
追加後合計				185 (105)	—					
				加 算 点	10	5				

- 備考
- 1 「細則」とは、備考2の細則をいいます。

2 評価の詳細及び提出書類については、「高松市病院局総合評価落札方式実施要領の細則」の定めるところによります。

3 落札者の決定に反映された施工計画が履行できなかった場合又は落札者の決定に反映された配置予定技術者に係る評価と同等評価以上の技術者を当該工事に配置しなかった場合は、第6条第1項の規定により、工事成績評定を減点し、違約金を徴収します。ただし、施工条件の変更、災害その他請負者の責めに帰すことのできない事由により、入札時に評価の得られた項目の履行に影響が生じた場合は、現場の条件により、必要に応じてその取扱いを協議するものとしします。

4 配点欄の合計数値にかかわらず、Ⅰ型については、細目の一部を採用しないこととした場合は、その配点分減じます。

5 設備に係る配点、評価基準及び評価点は、その工事内容によって、土木又は建築のいずれかのものを採用するものとしします。

6 ※を付した最終契約金額は、次に定めるところにより確認するものとしします。
(1) 当該契約における消費税及び地方消費税額を明らかにすることができる書類の提出があったとき 当該書類による税抜の契約金額
(2) (1)以外のとき コリンズ登録された契約金額に1 1 0 分の1 0 0 を乗じて得た額（1 円未満の端数金額は四捨五入）

○Ⅱ型における工事成績評定点に係る評価基準及び評価点			・工事成績平均評定点の意義はⅠ型と同様です。 ・工事成績評定点が1件の場合においては、次のいずれかの区分に該当するときは当該1件の評定点から当該区分による点数を減じた点数を、これらの区分のいずれにも該当しないときは当該1件の評定点を、工事成績平均評定点とみなします。 (1) 当該1件の評定点が80点以上の場合 当該1件の評定点から79点を減じた点数 (2) 当該1件の評定点が70点以上80点未満の場合 2点 (3) 当該1件の評定点が65点以上70点未満の場合 当該1件の評定点から65点を減じた点数
評価基準		評価点	
参加者の工事成績平均評定点の平均値以上		30	
工事成績平均評定点が65点以上、かつ、参加者の工事成績平均評定点の平均値未満		20	
高松市発注同業種工事の工事成績評定点なし		15	
工事成績平均評定点が65点未満		0	